

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年3月2日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：5件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	中央制御室設置の主蒸気流量／給水流量記録計、原子炉再循環系ポンプ（A・B）入口温度記録計及び主タービン軸受振動／回転数記録計に、定時印字の印字不良が認められたため、当該記録計を点検・修理 なお、記録値の欠測はなし。	GⅢ	
2	5号機	非常用ディーゼル発電設備（A）用インジケータコック弁（2台）の点検において、弁棒に経年劣化による曲がりが見られたため、当該弁を交換	GⅢ	
3	5号機	停止時冷却運転中の残留熱除去系（B）において、調整開度としていた同系の弁が「全開」位置となっていたことが確認された。調査の結果、同弁が「全開」となった時間帯に同系（A）の制御回路動作試験が行われており、この際、同弁に全開信号が発信されたことが判明した。 このことから、当該弁の開度を調整し、系統流量を調整流量に復旧した。今後、原因調査後、対応検討	GⅡ	
4	6号機	主発電機固定子整流器冷却水フィルタ（A）のベント弁に微量なシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
5	その他	協力企業作業員が放射線管理区域からの退域時に携帯していた警報付個人線量計（ガンマ線・ベータ線用）に動作不良が認められたため、線量を評価及び当該警報付個人線量計を回収。今後、原因調査後、対応検討	GⅢ	